

「養護」と「教育」の一体的提供について

1. 経緯

- 保育所における保育の内容については、昭和38年の局長通知において、教育に関する事項を含み保育と分離することができない旨明示された。

(参考) 昭和38年文部省・厚生省連名通知「幼稚園と保育所との関係について」(抜粋)
・・・保育所は、「保育に欠ける児童」の保育(この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。)を行うことを、その目的とする・・・
保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。

- 保育所保育指針の「養護と教育が一体」という言葉については、昭和40年の指針制定当時から用いられている。

2. 養護と教育が一体的に提供されることの意味 ～現在の指針の考え方を整理～

- 保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする福祉施設(児童福祉法の要請)

= 保護者の就労、病気、同居親族の介護などにより、日中、家庭で生活を送ることができない状態

→人間形成の基礎を培う重要な時期に、生活時間の大半を保育所で過ごす



〔養護〕

子どもが安定した生活を送るために必要な基礎的事項(生命の保持及び情緒の安定に関わる事項)を得させること

(※) 環境上の理由等により特別な保護を要する児童を入所させる児童養護施設等における養護の概念とは異なる。

〔教育〕

生涯にわたる人間形成の基礎づくりへ向けて、生きる力^(注1)やライフスキル^(注2)を指向しながら、健全な心身の発達を助長すること

(注1) 自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観などの豊かな人間性、健康や体力

(注2) 日常生活で生じる様々な課題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力(世界保健機構が重視)

- 養護と教育の一体性とは、保育の目標を達成するために、具体的な「ねらい」及び「内容」を構成する場合の操作的・分析的な視点として、養護と教育の機能を設定することが有効と考えられるが、保育の展開においては、子どもの活動（生活・遊び）との関わりの中では、常に、二つの機能が一体的に発揮される必要があるという意味。
- このように、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成することが、保育所における保育の目指すもの。

(参考1) OECD等の国際機関においても、CareとEducationを一体として用いている。

(参考2) 幼稚園も、学校教育法上、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされており、教育と一定の養護とが一体的に提供され、それにより教育目標が実現されるとの考え方に立っている。(鈴木勲編著「逐条学校教育法(第5次改訂版)」)

- なお、子どもに対する保育士の関わりとの関係では、養護と教育は、以下のよう整理される。

養護：子どもが安定した生活と充実した活動ができるようにするために、子どもの状況に応じて保育士が適切に行う

教育：子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度について、5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいを達成するために、子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助

3. 教育をとりまく新たな展開

- 昨年末に制定された教育基本法の11条において、幼児期の教育の振興がうたわれている。ここでいう「幼児期の教育」は、小学校就学前の幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものであり、保育所における教育も含まれる。

(参考) 教育基本法(抄)

第10条(家庭教育) 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第11条(幼児期の教育) 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。